令和　　年　　月　　日

様式1

船　着　場　使　用　届

大阪市経済戦略局

御中

ＮＰＯ法人大阪水上安全協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出人

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

所属

（TEL　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（当日緊急連絡先）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

下記のとおり、船着場を使用しますので届け出ます。なお、船着場の使用に際しては、裏面特記事項を遵守します。

１．使用船着場

大阪ドーム千代崎港 ・ 大阪ドーム岩崎港 ・大阪国際会議場前港・湊町船着場 ・ 太左衛門橋船着場・

八軒家浜船着場　・　福島港（ほたるまち港） ・ 日本橋船着場　・　大阪市中央卸売市場前港・

　 ローズポート、本町橋船着場・堂島浜船着場

２．使用目的：

定期旅客事業 ・ 不定期旅客事業 ・ 旅客定員13名未満の遊覧船事業 ・ プレジャーボート等

　 営業目的外使用

３．使用日時：

4．船名：

　　長さ、トン数：

　　船舶番号：

　　旅客定員：　　　名

　　当日船長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　（必ず当日連絡の取れる方でお願いします。使用日が複数の場合は各日ごとに記載願います）

５．鍵借受日：令和　　年　　月　　日（※原則として、使用日の前日とする）

鍵返却日：令和　　年　　月　　日（※原則として、使用日の翌日とする）

６．鍵借受者氏名

　　鍵借受者連絡先　（TEL　　　　　　‐　　　　　　‐　　　　　　）

　※４に記載する船舶を初めて使用することとなる「船着場使用届」を提出する際には、使用する船舶の平面図及び写真を添付してください。

　※「船着場使用届」に記載された個人情報につきましては、本人の事前の承諾を得ない限り、他に開示いたしません。

〔特記事項〕

①使用当日は、水上通行船舶関係者とのトラブル、事故等が生じないよう万全を期します。

②施設は善良な管理者の注意をもって使用します。

③門扉等の管理について

・乗員、乗客の乗降時以外は、門扉の施錠を行い、第三者が施設内に立ち入らないようにします。

④施設に損傷を与えた場合は、ただちに船着場管理者へ報告のうえ指示に従い、復旧します。

⑤施設使用後は施設付近の清掃を行い、施設を現状に復し、鍵を速やかに返却します。

⑥施設使用中の事故やその他の理由により第三者に損害を及ぼした時は、使用者の責任において全て処理します。

⑦災害時は、災害対策関係者が施設を優先使用することについて異議ありません。

⑧船着場使用に係るトラブルがあった場合は、使用者において解決します。

⑨鍵は第三者への転貸、複製等をしません。なお、鍵を紛失・損壊した場合は、現物で弁償します。

⑩その他、次の行為の禁止を遵守します。なお、違反した場合は、使用を制限されても異議ありません。

・10分を超える係留

・船着場を損傷する行為

・船着場周辺の住民の迷惑となるような行為

・船着場及びその周辺における集客行為

・船着場における火気の使用

・船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為

・船着場での物品の販売、募金等

・その他、河川管理上支障きたすおそれのあること